

御殿場市建設工事成績評定基準の運用について

1 評定の対象（第2条）

次の工事で検査監が認めるものは、評定を省略することができるものとする。

- (1) 排砂工事
- (2) 解体工事
- (3) 災害応急仮工事

2 評定の方法（第5条）

- (1) 工事成績の採点は、別紙－1の「考査項目別運用表」により行うものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、別紙－2の「細目別評定点採点表」によるものとする。
- (3) 評定にあたっては、別紙－3の「「施工プロセス」チェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙－4により提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。
- (4) 施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえの評価は、0点を標準とし、標準より優れていた場合は加点、標準より劣っていた場合は減点することにより行う。
- (5) 工事特性、創意工夫、社会性等の評価は、加点評価のみとする。
- (6) 工事特性と創意工夫は、二重評価はしない。
- (7) 評定点は、評価項目に係る採点結果の合計値（35点満点）を65点に加算して算出する。
- (8) 法令遵守等は、工事が完成した時に行うものとする。
- (9) 付帯工事については、原則的に本体工事と一体で評価する。

附 則

この運用は、令和5年4月1日から施行する。